

10. 服装心得

- (1) 登下校、授業時の服装は服装心得に従い、制服を着用する。制服の改変は認めない。
- (2) 頭髪においてパーマおよび脱色、染髪、エクステンションやかつら等は禁止する。また、変色等のある場合は自毛の自然な状態を保つよう頭髪指導を行う。
- (3) きまりとして示されていない細部のことについては、健全な常識に基づいて着用する。
- (4) 化粧やピアス・イヤリング等の装飾品は禁止する。

A 制服の着用や着用期間について

・制服の着用や着用期間については、以下の通りを原則とする。ただし、天候・気温によって、各年で検討し期間の変更等の連絡をおこなう。

	着用を要するもの	着用してもよいもの
冬服期間 (4月、11月～3月)	ブレザー ネクタイ(男子) リボンまたはネクタイ(女子) 長袖カッターシャツ 冬スラックス(男子) 冬スラックスまたは冬スカート(女子)	指定のセーターまたはベスト
合服期間 (5月、10月)	冬服または夏服のどちらかを正しく着用すること。但し、冬服を着用する場合は、ブレザーを着用しなくても良い	
夏服期間 (6月～9月)	長袖または半袖カッターシャツまたはポロシャツ 夏スラックス(男子) 夏スラックスまたは夏スカート(女子)	指定のセーターまたはベスト ネクタイ(男子) リボンまたはネクタイ(女子)

※合服期間の日程については5月、10月の何日かの開始は連絡します。

B その他

- (1) 防寒着については、学校指定のブレザー着用の上であれば、登下校のみ着用は可とする。
- (2) 授業時は、防寒着は脱ぎ、学校指定のブレザーまたはセーター、ベスト(カッターシャツ)で受けること。(冬季防寒具マフラーも授業中は厳禁)
- (3) 校内の履物については
 - ・校 内 学校指定の各学年色のスリッパを履くこと。
 - ・体 育 館 学校指定の各学年色の体育館シューズを履くこと。
 - ・体育授業時の靴 通学用と兼ねて良いが、革靴は禁止する。